

4章 | セットアップ

4章

4-1 セットアップの目的

(1) セットアップの目的

ETCシステムでは、ETCの安全な利用と適切な料金徴収を目的にセットアップを実施している。

セットアップは、通行料金の支払いに必要な料金車種区分やナンバー情報等の車両情報と、車載器と路側機間の通信を改ざん・盗聴から守り、なりすましを防ぐために暗号化する暗号鍵の両方を、車載器に記録してETCを利用可能な状態にすることで、これは高度なセキュリティ処理を施す作業となるため、セットアップの実施は、技術や信頼性等についての審査に合格しITS-TEAに登録されたセットアップ店に限定されている。

(2) セットアップの実施数の集計上の分類

車載器のセットアップ実施数を集計する際には、新規セットアップと再セットアップの2種類に分けて行っている。新規セットアップとは、車載器に対して初めてセットアップを行うことを指し、この実施数量を示す「新規セットアップ件数」は、車載器の普及状況を示す指標としても使用されている。

また、再セットアップは、既にセットアップ済の車載器を別の車両に載せ替えて使用する場合や、同一の車両でもナンバープレート情報等の車両情報が変更となった場合等に、車載器に登録済の車両情報を変更するためのセットアップを指す。またその実施数量を「再セットアップ件数」と呼ぶ（再セットアップの詳細については、4章4-4（3）を参照）。

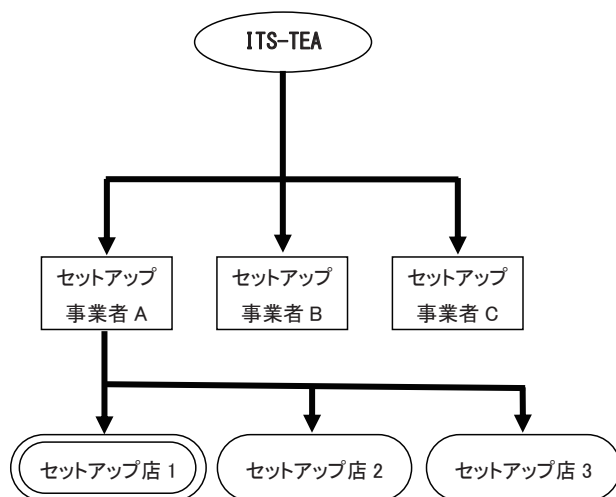
また、新規セットアップ件数と再セットアップ件数の合計値は「総セットアップ件数」として、セットアップ実施の総数量を示している。

4-2 セットアップ事業者及びセットアップ店

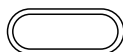
(1) ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

セットアップ業務はITS-TEAが統括的に管理しており、セットアップ事業者、セットアップ店との関係は以下のとおりである。

- ①ITS-TEAとセットアップ事業者がセットアップ事業者契約を結ぶ。
- ②セットアップ事業者は、ITS-TEAとセットアップ情報の授受を行う店舗をセットアップ店として登録する。セットアップ店としては、セットアップ事業者内の営業店「直営店」と、セットアップ事業者と契約を結んでセットアップ業務を行う営業店「契約店」がある。



凡例



:直営店



:契約店

ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

(2) 事業者契約

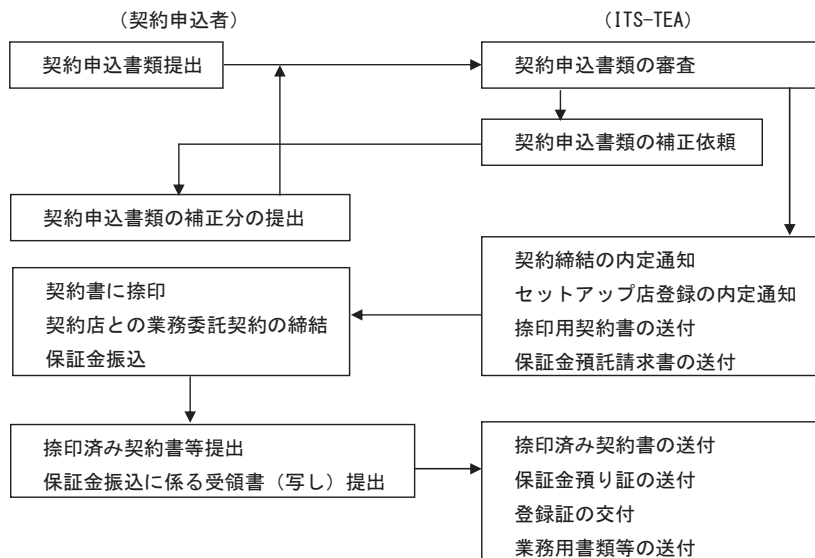
事業者契約の流れ及び契約にともなう責務は以下のとおりである。

1) 事業者契約の流れ

①セットアップ事業者は、契約の申込みにあたり以下の書類等を ITS-TEA に提出する。

- ・ 契約申込書
- ・ 会社概要
- ・ セットアップ事業実施方針書
- ・ セットアップ業務統括責任者の誓約書
- ・ セットアップ店登録申請書
- ・ オンライン業務開始申請書

②書類提出後の契約締結までの流れ



2) セットアップ事業者及びセットアップ店の責務

四輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者・セットアップ店は、「ETC車載器及びETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」、「ETC車載器及びETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を遵守した上で、各事業者が作成するセットアップ事業実施方針書に基づきセットアップに係る業務を適正に実施しなければならない。

なお、二輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者及びセットアップ店に対しては、「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」等及び「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を適用する。

(3) セットアップ店の登録申請

セットアップ店の登録申請の流れは以下のとおりである。

- ①セットアップ事業者は、セットアップ業務を行おうとするセットアップ店について、セットアップ店登録申請書に必要な事項を記載し、あらかじめITS-TEAに登録を申請する。セットアップ店を追加しようとするときも同様とする。
- ②登録を受けようとするセットアップ店がセットアップ事業者の直営店でない「契約店」の場合は、その会社概要に関する書類を添付して提出する。
- ③セットアップ店登録申請書には会社名等必要な事項を記載する。
- ④ITS-TEAは、登録をしたセットアップ店ごとに「登録証」を交付する。
- ⑤登録されたセットアップ店の情報は、お客様の利便のため、ETC総合情報ポータルサイトのセットアップ取扱店検索に掲載する。
- ⑥セットアップ事業者は、セットアップ店登録申請書の記載事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、セットアップ店登録情報変更・追加申請書に変更した事項を記載し、ITS-TEAに届け出る。

(4) セットアップ事業者及びセットアップ店の登録状況

令和7年3月末時点における登録状況は、セットアップ事業者が263事業者、セットアップ店が32,180店である。

詳細については、本便覧データ編-3を参照。

4-3 セットアップの手順

(1) セットアップ情報の発行申請及び発行

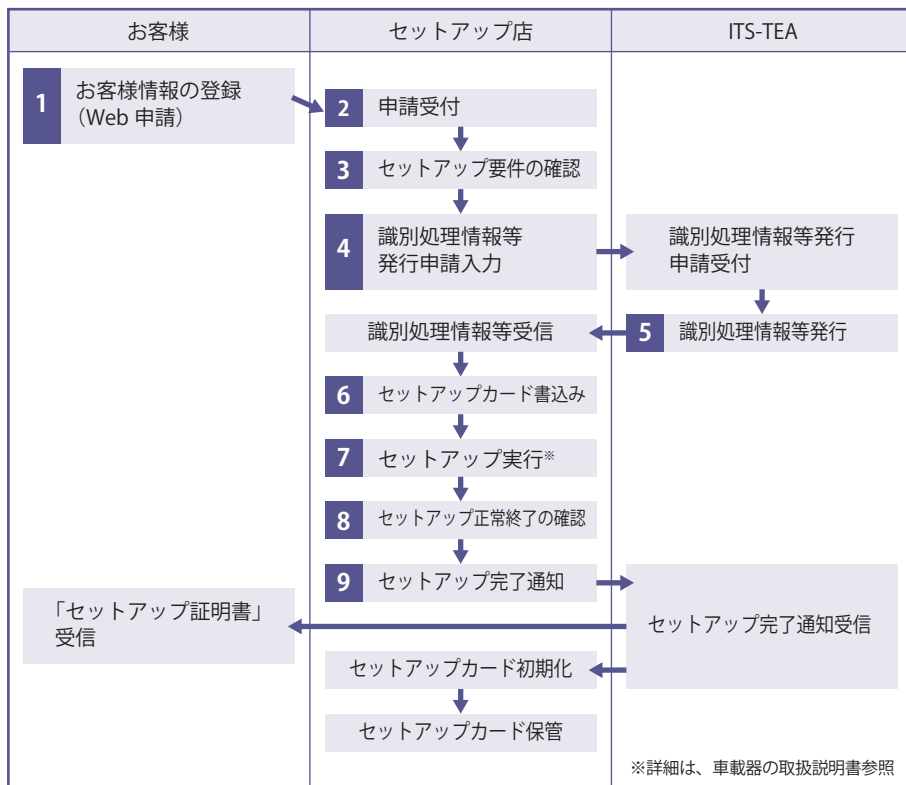
セットアップ情報の発行申請及び受信に使用されるパソコン、ソフトウェア、認証キー及びICカードリーダー/ライター（以降、「端末装置」という。）が配備されたセットアップ店は、端末装置からITS-TEAの情報発行システムに必要な情報を送信してセットアップ情報の発行申請を行う。ITS-TEAは、情報発行システムでセットアップ情報を生成し、端末装置に配信する。

令和6年11月より順次運用開始している新セットアップシステムでは、セットアップ情報の発行申請及び受信用にセットアップ専用端末（タブレット）、非接触式ICカードリーダー/ライターが新たに配備されている。二輪車については、令和7年12月より順次運用開始予定。

(2) セットアップ

セットアップは、以下の手順で行われる。

(新セットアップシステム)



セットアップの手順

- ①お客様は「ETCセットアップ申請サイト」からお客様情報（住所、氏名等）を入力し、セットアップをWeb申請する。
- ②セットアップ店は申請完了後に発行された申請ID/パスコードまたは申請QRコードをセットアップ端末（タブレット）で読込み、申請受付を行う。
- ③セットアップ店は、申請受付後にお客様にセットアップ要件（車検証情報、車載器情報等）の確認を行う。

4章 セットアップ

- ④セットアップ店は、確認したセットアップ要件をセットアップ端末に入力し、セットアップ情報の発行申請を行う。
- ⑤ITS-TEAは、セットアップ情報を生成し、登録店のセットアップ端末に配信することにより、セットアップ情報（識別処理情報等）を発行する。
- ⑥セットアップ店は、ITS-TEAから受信したセットアップ情報をICカードリーダーライターでセットアップカードに書込み、セットアップカードを作成する。
- ⑦セットアップ店は、セットアップ情報が書込まれたセットアップカードを使用して、車載器のセットアップを実行する。
- ⑧セットアップ店は、車載器に通電を行い、正常に動作するかランプ点灯やメッセージ等を確認する。
- ⑨セットアップ店は、セットアップ実行後、速やかに「セットアップ完了通知」を行う。セットアップカードは自動的に初期化され、再利用できるようになる。お客様が申請時に登録されたメールアドレス宛に「ETC車載器セットアップ証明書」をダウンロードするためのURLを含むメールが送信される。

(3) セットアップ証明書への注意喚起印字

新セキュリティに対応しない車載器をセットアップした場合及びスブリアス規格(旧規則)対応の車載器をセットアップした場合、セットアップ証明書に注意喚起メッセージが印字される。

車検証と一緒に大切に保管して下さい

[illegible]

【注意喚起メッセージの例】

従来セキュリティ対応の車載器のため、使用期間は最長で 2030 年頃までとなる予定です。旧スプリアス規格の車載器です。令和 3 年総務省令第 75 号により「当分の間」とされている新スプリアス規格への移行期限後に使用すると電波法違反となります。

セットアップ証明書の注意喚起例＜ETC車載器セットアップ証明書（Web用）＞

4-4 適切なセットアップによる セキュリティの確保

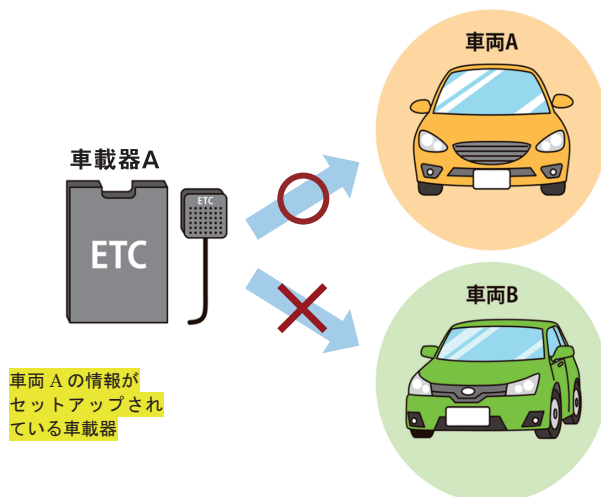
(1) セキュリティの確保と個人情報の保護

セットアップ店及びセットアップ事業者には、ITS-TEAが発行するセットアップ情報を的確に車載器に格納するとともに、ETCやETC2.0を利用する車両の情報や、個人情報を扱うことから、セキュリティの確保（セットアップ端末及びセットアップカード等の管理）及び個人情報の保護に関して、情報の正確な取扱い、関連法令の遵守及び適切な対応が求められる。お客様の個人情報及び車両に関する情報はセットアップに関わる業務以外の目的に利用し、または他に提供してはならない（ただし、お客様本人の同意があるときまたは法的義務のために必要なときは、この限りではない）。

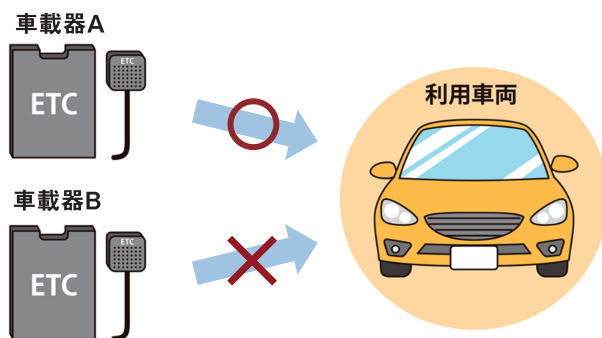
(2) 車両情報の適切なセットアップと車両への搭載

有料道路の通行料金を正しく課金するためには、車載器には利用する車両の正しい料金車種区分と車両情報等がセットアップされ、この車載器と車両は常に一体となっている必要がある。よってセットアップされた一台の車載器を、複数の車両に付替えて利用することはできない。

また、一台の車両に同時に複数の車載器を搭載するとETCシステムが誤動作してETCレーンの開閉バーが開かない可能性があるため、ETC車載器とETC2.0車載器の混載も含め、複数の車載器を一台の車両に搭載してETCを利用することはできない。加えて、複数台の車載器を搭載し、ETCカードはそのうちの1台のみに挿入した場合でも、上記誤動作が発生する可能性がある。このため、故障した車載器がビルトイン方式等で取外しが不可能な場合には、この故障した車載器から電源コードを外す等して、車載器が確実に動作しない状態にする必要がある。



不適切な車載器搭載例（一台の車載器を複数の車両で利用）



不適切な車載器搭載例（一台の車両に複数の車載器を搭載し利用）

(3) 再セットアップ

セットアップ済みの車載器には、車両を特定するためのセットアップ情報が格納されており、車載器を取付けた車両の情報が変更となる場合は、その情報を車載器に再度セットアップしなければならない。これを再セットアップという。

以下のような場合には、再セットアップが必要となる。

- ①車載器を他の車両に載せ替えた場合
- ②車載器の取付けられた車両のナンバープレート情報が変更になった場合

※引越しの際、自動車ワンストップサービス（OSS）により「住所変更時のナンバープレート交換に関する特例」を利用した場合、車検証上のナンバーは更新され、ナンバープレートは一時的に旧登録番号のままとなるが、その場合再セットアップは、次回車検時等でナンバープレートが交換された際に行えばよい。

- ③車載器の取付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合
- ④平成27年6月30日以前にセットアップされたDSRC車載器またはITSスポット対応車載器で、プローブデータを活用したETC2.0サービスを受けようとする場合
- ⑤その他セットアップされている車両の情報に変更があった場合

上記①～④に該当し、再セットアップが必要な状態にもかかわらず、そのまま車載器を使用していると、ETCマイレージサービスやETC利用照会サービスへの新規登録や、高速道路会社が提供するETC企画割引への申込みを行う場合等に、登録情報の不一致が発生して登録や申込みができない場合がある。また車両をけん引できる構造に変更したにもかかわらず再セットアップを行わないと、ETC路側設備の開閉バーが開かない場合があり非常に危険である。